

2011年1月21日

厚生労働大臣 細川 律夫 殿

審査請求人
岡山県労働組合会議
議長 花田 雅行

審査請求にもとづく陳述要旨

I. 審査請求人

岡山県労働組合会議 議長 花田 雅行 56歳 岡山県岡山市北区春日町5-6

II. 審査請求に係る処分

岡山労働局長が2010年7月22日付でおこなった岡山地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示にもとづいて行なった処分。

III. 審査請求に係る処分があったことを知った日

2010年7月27日

IV. 処分庁の教示

なし。

V. 審査請求の趣旨

岡山労働局長が2010年7月22日付でおこなった岡山地方最低賃金審議会専門部会委員任命処分のうち労働者代表委員の任命処分を取り消し、改めて任命をやり直すこと。

VI. 審査請求の経過と理由

審査請求に係わる処分は以下のとおり不当であるから直ちに取り消されるべきである。

1. 違法任命の経過

岡山労働局長は、2010年7月5日付岡山労働局一般公示をもって、「岡山地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示」を行なった。

標記の審査請求人と岡山県労働組合会議は、同公示指定の期間内に岡山労働局長に対して、審査請求人を同審議会の労働者代表委員の候補者として推薦した。候補者は、地域の中小零細企業の労働者とパートタイマーなど最低賃金の影響を強く受けている労働者を組織する労働組合の所属であり、また労働相談活動を通して、地域の低賃金労働の実情に精通している。推薦団体は、候補について、その活動実績と見識、力量、人柄からみて、岡山地方最低賃金審議会専門部会の労働者側委員として最適の人物と確信し、推薦したものである。

なお、県労会議の推薦候補者を含めて3名以上の労働者代表委員候補の推薦があり、結局、定数3名に対して合計4名以上の推薦が期間内になされたこととなります。

同年7月22日、岡山労働局長は、上記審査請求人組合の推薦にかかる候補者を排除し、連合岡山加盟組合推薦にかかる3名の候補者を労働者代表として任命する処分をおこなった（以下「本件任命処分」

と言う)。

本件任命処分は、以下に述べるとおり、違法、不当なものであるから、取り消しを求める。

2、取り消しの理由

1) 公募制度の趣旨に反している

これまでの経緯では県労会議の推薦する候補者が毎回除外され、連合推薦の候補者が委員として選ばれています。これは行政側の恣意的な人選だと考えています。なぜなら①専門部委員を公募しながら、実際には毎回連合推薦の委員が選任されている。これは確立から考えてあり得ない。もう一つは②選任方法について労働局は説明を求めても頑なに説明されることがない。しいて言えば、「そうはなっていない」という、説明になってない言い方しかされていません。かつては「総合的に判断した」と言う方をされていましたが、現在ではそれもされない。こうゆう経過を考えると、まともに説明できる理由はなく、はじめから「連合推薦委員の選任ありき」がまかり通っているから、と推論するしかないと考えますし、そう確信しています。こんなことが一般公募を装う公的機関のやり方として、長年続けられていることに怒りを禁じえません。また、審議会令に定める関係労働組合に対する候補者の推薦という趣旨に反していると考えられます。審議会令では特定の団体からの推薦のみを受け入れるようには定めていません。全国的にも連合推薦の候補者が委員に選ばれており、明らかに恣意的な選任となっています。よって、関係団体に推薦を求めるという法の趣旨は生かされておらず、今回の選任は無効であると考えています。

2) 県労会議は不服申し立てをするに値する法律上の利益を有する団体

厚生労働省は県労会議の毎回の不服申請の採決書に、「労働組合による候補者の推薦制度は、労働者一般の利益すなわち公益を保護するために設けられたものであり、候補者の推薦した特定の労働組合の利益及び推薦を受けた特定の候補者の個人利益を保護するために設けられたものではない。したがって、特定の労働組合から推薦された候補者の中から任命されたからといって、当該労働組合及び当該候補者の個々の法律上保護された利益が侵害されたことにはならず、審査請求人は、原処分に対して不服申し立てをする法律上の利益を有する者ということとはできない」として、「審査請求人は行政不服審査請求法第4条第1項の行政庁の処分に対する不服がある者」には該当しないと採決しています。また、「行政不服審査法の不服がある者とは、行政上の処分に対して不服申し立てをする法律上の利益を有するものに限られる」とした上で、県労会議がこれに該当しないと指摘している。

県労会議の主張は最低賃金額を1000円以上にするように主張しています。当然だが、推薦した候補者が委員に選ばれば同じ主張をすることになります。そして、その主張は労働者一般の利益を代表し、まともな生活のできる最低賃金の実現を求めるものです。したがって、そうした主張を持つ候補者が人選されないことは労働者一般の利益が損なわれることであり、請求人である県労会議の組合員と推薦人は労働者一般に含まれ、委員として恣意的に除外されているわけで、こうした主張をする機会を労働者一般の利益が損なわれており、厚生労働省のいう個人的な利益の保護を主張しているわけではありませ

3) 明確な意思を持って排除された県労会議推薦の候補者

本件任命処分においては既述のとおり、連合加盟組合の推薦にかかる候補のみが選任され、県労会議推薦の候補者は排除された。しかもこうした偏向任命が本件に限らず、毎年の任命処分において、繰り返行われている。こうなると、最低賃金審議会労働者代表委員の任命に関しては、処分庁が一貫して岡山県労会議の推薦候補者を排除するという、不公平で不当かつ明確な意志をもっていると確信しています。これまでは「疑念を抱いている」という言い方をしましたが、現在では明確な排除の意思が働いていると考えています。また、繰り返しになるが、岡山労働局のこれまでの返事は「本省に伝える」「総合

的に判断して」というのみで、昨年の要請では「そうはなっていない」という表現をされていますが、本省からの採決書は毎年、同じ内容であり、こちらの言い分に沿った返事とはなっていません。これでは恣意的な選任を覆い隠す方便にすぎず、公正な採決を求めるものです。

4) ILO結社の自由委員会第328次報告における勧告の遵守を

最低賃金審議会委員の任命に関しては、これまではILOへの提訴等はなされていません。しかし、同種の事例について、ILOは日本政府に対し偏向任命をやめるよう勧告を出しています。2002年6月のILO理事会における、「結社の自由委員会第328次報告」は、「労働組合がその労働者代表義務を果たすことを妨げる反労働組合差別に関する申立」に対する「勧告」として、「日本政府に対し、労働委員会及びその他の審議会の公正な構成に対するすべての労働者の信頼を回復するために、すべての代表的な労働組合組織に対して公正かつ平等な取り扱いを与える必要に関する結社の自由原則に基づく適切な措置を取るよう」求め、「政府に対しこの件に関する進展について引き続き情報提供するよう」要請しています。このことは毎年の審査請求で繰り返し述べている所です。

また、前述した結論部分では「特定の一組織に特別待遇を与えることによって、労働者が所属しようとする組織に関する労働者の選択に直接あるいは間接に影響を及ぼすことがある。加えて、意識的にこうしたやり方で行動する政府は、本条約(87号)に規定する『権利を制限もしくはその合法的な行使を妨げるどのような介入も公権力は控えるものとする』という、第87号条約に定められた原則の違反となります。それはまた、間接的には、国内法は条約に規定された保障を損ない、もしくは損なうように適用されないものとするという原則の侵害である」と、厳しく日本政府の対応を批判している。

これ以上、偏向任命を続けて国際的な常識を蹂躪し続けられないためにも、今回の任命処分は取り消されるべきと考えます。

Ⅶ. まとめ

今期の岡山地方最低賃金審議会専門部会委員の任命処分のうち労働者代表委員の任命処分は、差別の存在をいっそう明らかにするとともに、その底流が政府・岡山労働局の差別意志によって行われていることは、公益保護を叫びながらなんら客観的な基準も示さず、恣意的な任命に終始してきたことから明らかであり、ILO第87号(結社の自由条約)に違反しています。

すみやかに、今期の岡山地方最低賃金審議会専門部会の労働者代表委員の任命処分を取り消し、改めて任命を行うことは当然のことであり、審査請求の趣旨記載のと通りの採決を求めます。

最低でも、次年度からはこうした恣意的選任を止めて、公正な選任がされるように本省として、地方機関に指導いただくことが必要と考えます。

以上。